

堺障援第3400号

令和2年3月4日

各指定就労移行支援事業所管理者様  
各指定就労継続支援A型事業所管理者様  
各指定就労継続支援B型事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部  
障害施策推進課長  
障害者支援課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」が示されました。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 就労継続支援A型・B型事業所における生産活動収入の大幅な減少の取扱い  
別添資料（参考）の令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」をご参照のうえ、ご不明の点については本市までお問い合わせください。
- 2 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について  
これまで、本市における在宅利用に係る取扱いについては、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成30年4月10日障障発0410第1号一部改正）により対応を行っておりましたが、今般の新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いを別添資料（別紙1、2）のとおり定めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

#### 【別添資料】

（参考） 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

(別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

(別紙2) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部

(項番1についての問合せ)

障害施策推進課 TEL : 072-228-7818 FAX : 072-228-8918

(項番2についての問合せ)

障害者支援課 TEL : 072-228-7510 FAX : 072-228-8918